

第 24 回 UNEP 管理理事会の結果について

国連環境計画（UNEP）では、2001 年以来、地球規模での水銀対策について議論が行われてきた。2002 年 12 月の世界水銀アセスメントでは、水銀汚染に対応するための地球規模の行動が必要であると提言され、2003 年から「UNEP 水銀プログラム」が開始された。

2007 年 2 月 5 ～ 9 日、ナイロビで開催された国連環境計画第 24 回管理理事会では、さらに、水銀の世界的な需給と貿易に関する報告書、鉛及びカドミウムによる地球規模での汚染に関する報告書等を踏まえて議論が行われた。我が国からは、水俣病を経験した国として、水銀対策のための国際的枠組みの構築に向けて積極的に貢献したい旨発言した。議論の結果、水銀対策のための条約制定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための専門家会合の設置等の決議が採択された。

決議の概要は以下の通り。

地球規模での水銀汚染防止のための現状の取組は不十分であり、さらなる国際的な手段が必要であることを認識。

水銀対策の優先分野として、以下を列挙。

- 人為的な大気への水銀排出の削減
- 水銀を含む廃棄物の処理対策
- 製品及び生産プロセスへの水銀需要の削減
- 水銀の一次生産の削減の検討を含む水銀供給の削減
- 環境影響の少ない水銀の長期保管
- 汚染された場所の修復
- 知識の増進

水銀の大気への排出及び局地的な水銀汚染に関する報告書作成作業を開始。

パートナーシッププログラムの推進のため、目標、計画、ガイドライン等の枠組みを検討。金採掘やアルカリ工業等のパートナーシップ分野に加え、塩化ビニル製造、非鉄金属・セメント製造及び廃棄物焼却に関するパートナーシップを開始。

水銀対策のための条約の策定、ボランティアな取組の推進の双方のオプションについて検討するための作業グループを設立。会合を 2 回開催し、次回管理理事会会合（平成 21 年 2 月）に、各分野における法的手段・ボランティアな手段の効果等を取りまとめた報告書を提出。

鉛及びカドミウムに関し、知識のギャップを埋め、既存のリスク管理の取組を取りまとめる作業を継続。

国連環境計画第 24 回管理理事会（2007 年 2 月 5～9 日）における重金属関係決議

決議 24 / 3 化学物質

（前文及びパラグラフ 1～11 略）

鉛及びカドミウム

12. 鉛及びカドミウムに関する UNEP 暫定科学レビューにおいて同定されたデータ及び情報のギャップを認め、開発途上国及び移行経済国の特別な状況を考慮して、そのギャップを埋めるための更なる行動が必要であることを認める。
13. 鉛及びカドミウムの、ライフサイクル全体にわたる人の健康及び環境へのリスクを低減するための政府その他の活動を促す。
14. 事務局長に対し、鉛及びカドミウムに関し、データ及び情報のギャップに対処するとともに既存のリスク管理措置の一覧を作成するための入手可能な情報を提供しよう要請する。

水銀

15. いくつかのパートナーシップの設立と進捗、その他の活動を含む UNEP 水銀プログラムにおける 2005 年以來の進捗を認知する。
16. 水銀によるリスクを低減するための現状の努力は、水銀がもたらす地球規模での問題に対処するためには十分でないことを認識する。
17. したがって、人の健康及び環境へのリスクを低減するためには、さらなる長期的な国際的行動が必要とされていると結論する。したがって、この問題への対処を前進するためには、ボランティア行動の強化及び新規又は既存の国際的な法的手段のレビュー・評価を行う。
18. 開発途上国及び移行経済国に支援を行う必要性に留意しつつ、水銀のもたらす問題に対処するためには、製品及び技術の代替、技術支援及び能力形成、国の政策及び規制の形成、データ収集、調査、情報提供等の様々な活動が必要であることを認める。
19. 以下の優先事項を考慮して、水銀の排出によるリスクを低減する世界的な課題に対処するための努力を強化しよう約束する。
 - (a) 人為的排出源からの大気への水銀排出の低減
 - (b) 水銀及び水銀化合物を含有する廃棄物の管理のための、環境面で適切な解決法の発見
 - (c) 製品及び製造プロセスにおける使用に関連する水銀の世界的な需要の低減
 - (d) 供給源のヒエラルキーを考慮した上での、水銀の一時採掘の減少を含めた世界的な水銀供給の低減
 - (e) 環境面で適切な水銀の長期保管のための解決法の発見
 - (f) パラグラフ 11d に言及する分析の結果を考慮の上での、公衆及び環境保健に影響を及ぼす汚染された場所の修復への対処
 - (g) 目録の作成、人への曝露及び環境曝露、環境モニタリング、社会経済的影響等の分野における知識の増進
20. 政府に対し、水銀の供給により引き起こされる可能性のあるリスクを低減するための手段に関し、以下の事項を考慮の上、情報を収集しよう促す。
 - (a) 水銀の一時採掘への依存を減らし、リサイクルされた水銀等の環境面でより望ましい供給源を優先すること。
 - (b) 水銀の長期保存のための選択肢及び解決策。
 - (c) 水銀の輸出入に関するデータを改善し、グリーン・カスタム・イニシアティブ等の税関検査の強

化のための地域的な活動

(d) 上記の活動の市場に対する及び社会経済的な影響。

2 1 . 政府に対し、前パラグラフに言及する情報を事務局長に提供するよう促す。

2 2 . 政府に対し、水銀の供給、貿易及び需要に関する UNEP 報告 (UNEP/GC/24/INF.16) に依拠し、環境面で適切な保存及び一時採掘の低減の検討を含む水銀の貿易及び供給に関する選択肢を進展させ、分析し、この情報を事務局長に提供することを促す。

2 3 . 開発途上国に対し、必要な場合には、前パラグラフに言及する作業を行うための技術的支援を UNEP に要請するよう促す。

2 4 . 事務局長に対し、特に他の機関において実施されている作業に依拠し、以下の事項に関する報告書を作成することを要請する。

(大気への排出)

(a) 水銀の排出及びトレンドに関し、可能な場合には国、地域及び分野ごとの分析、これらのトレンドの原因となっている要素及び適用可能な規制メカニズムの考慮を含む入手可能な最良のデータ。

(b) 環境中運命・移動に関するパートナーシッププログラムの努力を考慮した、地球規模でのモデル予測の現状の結果、悪影響を及ぼす可能性のある水銀の沈着への地域の排出の寄与、この目的に貢献する他の情報、排出の削減により考えられる利益。

(c) 可能な場合には費用を含み、排出削減シナリオの評価を含む、水銀排出低減のための分野ごとの好事例の概観。

(場所ごとの汚染)

(d) 汚染された場所の規模、これらの場所からの水銀及び水銀化合物の排出による公衆・環境保健へのリスク、環境面で適切な修復の選択肢及びその費用の分析、地球規模の排出に対する汚染された場所の寄与に関する情報の分析。

2 5 . 事務局長に対し、適切な場合には、以下の目的のための UNEP、政府、他の国際機関、非政府機関、民間部門、パートナーシップにおける作業を引き続き円滑化することを要請する。

(a) 国際的な水銀の排出源、運命及び移動に関する世界的な理解の増進。

(b) 水銀の使用及び排出に関する目録の作成の促進。

2 6 . 政府及びその他の関係者に対し、水銀の需要及び排出の削減、及びこれにより水銀による人の健康及び環境へのリスクを低減させるため、UNEP 水銀パートナーシップに対し、技術的・財政的資源の提供を通じ、支援を継続・強化することを促す。

2 7 . 事務局長に対し、政府その他の関係者と協力し、以下の行動により、水銀パートナーシッププログラムを強化するよう要請する。

(a) 特に、パートナーその他の関係者の会合を開催することにより、以下を含む水銀パートナーシッププログラムの包括的な枠組みを形成すること。

(i) 事業計画の作成

(ii) パートナーシップの目標の設定

(iii) 実施ガイドラインの作成

(b) 塩化ビニルモノマー製造、非鉄金属鋳業、セメント製造、廃棄物燃焼などの新たな、成長しつつある、または関連する分野も含め、パートナーシップの件数及び範囲を拡大すること

(c) 特に、国連工業開発機関 (UNIDO) と協力を強化、革新的な市場ベースのアプローチの探求、代替的な回収・リサイクル技術の普及等を通じ、人力・小規模金採掘パートナーシップを強化すること

(d) 世界水銀パートナーシップの努力を保証する資源確保するよう努力すること。

2 8 . さらに、ボランティアな措置の強化及び新たな又は既存の国際的な法的手段の選択肢をレビューし評価するため、政府、地域経済統合機関、関係者の代表よりなる、アドホック公開作業グループを設置することを決定する。

29. 作業グループは、パラグラフ19に掲げる優先分野に依拠すべきことを決定する。
30. 作業グループの設置要綱を以下の通りとする。
- (a) パラグラフ21及び22に言及する報告書及び情報、その他の入手可能な関連情報の事務局長によりとりまとめを検討すること。
 - (b) パラグラフ19に掲げる優先分野のそれぞれについて、以下を検証すること
 - (i) 現存の対策手段及び戦略の範囲
 - (ii) ボランタリーなアプローチと法的拘束力のあるアプローチの実現可能性及び有効性
 - (iii) 実施のための選択肢
 - (iv) 対策手段及び戦略の費用及び便益
 - (c) さらに、それぞれの対策手段及び戦略について、特に以下の考慮すべき点について検証すること
 - (i) 先進国、開発途上国及び移行経済国のそれぞれの対処能力
 - (ii) 対処能力向上、技術支援及び技術移転の必要性、並びに適切な財源。
31. 政府に対し、関係者の関与を含め、国内又は地域の準備ワークショップの開催を検討するよう促す。
32. 作業グループについて、以下を決定する。
- (i) 管理理事会第10回特別会合前及び同会合と第25回管理理事会との間の計2回会合を開催すること
 - (ii) 管理理事会第10回特別会合に中間報告を提出し、第25回管理理事会に、選択肢の提示に関し表明されたすべての見解とコンセンサスによる勧告を反映させた最終報告書を提出すること。
33. 管理理事会第10回特別会合は、作業グループに対し、さらなるガイダンスを与えることを決定する。
34. 第25回管理理事会において、作業グループの最終報告に関する決定を行うとの観点から、同グループの結果について検討することを決定する。
35. そうする立場にある政府等に対し、この決定の実施、特に開発途上国及び移行経済国の作業グループへの参加のため、予算外の資源を提供するよう促す。
36. UNEP ケミカルに対し、作業グループの事務局機能を果たし、その作業に必要な分析・要約報告を作成するよう要請する。
37. 事務局長に対し、作業グループの検討のための他の関係する情報をとりまとめるよう要請する。
38. 事務局長に対し、本決定の実施状況に関する報告を、第25回管理理事会に提出するよう要請する。